

誓 約 書

母子保健法第 2 1 条の 4 に基づく未熟児養育医療の給付にかかる自己負担金は、委任状により一部をこども医療・ひとり親家庭医療・重度障がい者医療の各医療費助成制度より充てますが、各医療費助成制度において生じる一部自己負担額（例：こども医療費助成制度の一部自己負担額は、1 医療機関あたり 1 日 5 0 0 円以内で月 2 日まで）については、後日大阪市より請求があることを理解し、納入通知書が手元に届き次第、必ず納入期限までに支払うことを誓約します。

また、万一納付を怠った場合、地方税の滞納処分の例により差押などの滞納処分を受けることを了承します。

※ 各医療費助成制度の受給資格がない場合は、未熟児養育医療の給付にかかる自己負担金の全額を支払います。

令和 年 月 日

扶養義務者氏名